



Information #4

プロテスト委員会から選手へのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し免罪にあたらぬ場合には、抗議されたかどうかに関わらず、速やかにペナルティー(リタイアの場合もあります)を履行してください。

違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、履行すべきペナルティーが決まっていますので、違反したことを大会公式サイトにある [WEB フォーム"Submit Question"](#)を用いてプロテスト委員会に申し出てください(SI18.7)。

- スポーツマンシップの違反(規則 2)を目撃した場合を除き、プロテスト委員会は第 2 章の規則の違反に対しては通常は抗議しません。

プロテスト委員会が艇を抗議することを考慮する違反としては、例えば：

- a. 規則違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- b. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他艇を威嚇する。
- c. チームレース。レース中、自艇の成績向上には関係なく、他艇の成績を良くするために行動する。
- d. 損傷や障害を引き起こす、または引き起こす可能性の高い、無謀な操船。

2. 外部の援助

準備信号の後に、支援艇等から指導や助言を得たり、セーリング用具を受け渡ししたりすると規則 41 に違反することになります。規則 41 に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。

支援艇のレース・エリアへの進入が禁止されている場合、援助を必要とするレース中ではない艇は、レース・エリアの外にいる支援艇のところまで帆走する必要があります。

3. 推進方法

World Sailing Rule42 Interpretation(規則 42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます：JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます：

- a. 各プロテスト委員会艇には通常 2 名のジャッジが乗船していますが、一人でも規則 42 の違反を確信すればペナルティーを課します。
- b. メダル・レースを除き、1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません(規則 44.2, P2.1)。
- c. メダル・レースを除き、今大会中(予選、決勝を通じて)2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません(規則 P2.2)。
- d. ペナルティーを課された後にそのレースが延期、ゼネラル・リコールまたは中止され、再レースまたは再スタートとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます(規則 P3)。
- e. ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。課されたペナルティーが回転ペナルティーの場合には、艇は、回転ペナルティーを行った後に、フィニッシュ・ラインのコース・サイドからもう一度フィニッシュする必要があります(規則 44.2)。

- f. ジャッジの処置に対しては、レース委員会の信号またはクラス規則を考慮しなかったことによる不適切な処置であった場合を除き、救済は与えられません。

付則 P に基づくペナルティーを課された選手やそのコーチは、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから海上で説明を受けることができます。ジャッジは江の島ヨットハーバーに戻りますが、葉山港に帰着する選手もいますので、公平性のため、海上で説明を求めて下さい。

4. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と開始予定時刻は掲示板に掲示されます。開始予定時刻には[指定の Zoom ミーティングルーム \(SI18.3\)](#) に入室し、待機室で入室が許可されるまで待機しててください。当事者が現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして判決を行います(規則 63.3(b))。

5. 審問のオブザーバ

パネルが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。それ以上のオブザーバも、他の全ての当事者が同意した場合には、認められます。オブザーバは、審問開始予定時刻には[指定の Zoom ミーティングルーム](#)の待機室で待機しててください。審問開始後のオブザーバの入室は認められません。

6. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり(真実を証言しないことも含む)すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69 に基づく審問が召集されて、重いペナルティーが課されることがあります。

7. OCS、UFD または BFD と記録されたことに対する救済要求

OCS、UFD または BFD と記録された艇が、レース委員会の誤りを主張して規則 62.1(a)に基づき救済要求することがありますが、救済が与えられるためには、艇は、自艇が正しくスタートしていたという「主張」を証明する「証拠」を提示する必要があります。

例えば、OCS、UFD または BFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時(あるいはその 1 分前から)のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

8. ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠

審問においてビデオ映像やトラッキング・システムの情報等を再生するのに必要な手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行って下さい。全ての当事者とパネルメンバが同時に見ることができるよう、Zoom ミーティングルームの画面共有を使って提示できるように準備してください。

9. プロテスト委員会への質問・要望

選手やコーチは、帆走指示書やレース公示の規則の解釈、プロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員長に質問することができます。大会公式サイトにある [WEB フォーム "Submit Question"](#) に記入して送信して下さい。質問と回答は文書で掲示して公開します。

増田 開

Kai MASUDA

Chairman

Protest Committee

11 November/2020